

〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続（権利取得） したときは・・・

農地を相続したん
だけど、どうした
らいいの？



地元の農業委員会に
届出をお願いします

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。
添付様式にご記入の上、農業委員会にご提出をお願いします！

桜井市農業委員会事務局
電話 0744-42-9111（内線7309）